

## 議案第116号

### 大阪市鶴浜地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市鶴浜地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「A地区内の」を削り、「10,000平方メートル」を「別表（あ）欄に掲げるA地区内にあつては10,000平方メートル以上、同表（あ）欄に掲げるB地区内にあつては1,000平方メートル」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表（第4条関係）

(あ)	(い)
地区の名称	建築物の用途の制限
A地区	(1) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの
B地区	(2) 法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の2の2第2号に規定する産業廃棄物処理施設
C地区	法別表第2（に）項第3号及び第4号に掲げるもの
D地区	(1) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの (2) 法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和2年5月14日提出

説 明

鶴浜地区地区計画の変更に伴い、同地区計画の区域内における建築物の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市鶴浜地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(抄)

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 A地区内の建築物の敷地面積は、別表(あ)欄に掲げるA地区内にあつては10,000平方メートル以上、同表(あ)欄に掲げるB地区内にあつては1,000平方メートル以上でなければならない。ただし、公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。

2 省 略

別表 (第4条関係)

(あ)	(い)
地区の名称	建築物の用途の制限
A地区	(1) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの
B地区	(2) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの
D地区	
C地区	法別表第2(に)項第3号及び第4号に掲げるもの

別表 省 略